

○岐阜県市町村職員共済組合福祉事業検討委員会設置規程

令和4年5月23日

規程第45号

第1次改正 令和4年12月5日

(目的)

第1条 岐阜県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）が行う福祉事業の業務運営に関連する事項を審議することを目的として、岐阜県市町村職員共済組合福祉事業検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 委員会は、次の各号における必要な事項を審議するものとする。

- (1) 効果的かつ効率的な保健事業の計画及び検証並びに保健経理の財源率
- (2) 安全かつ効率的な貯金事業の資金運用計画及び支払利率
- (3) その他福祉事業に関すること

(委員)

第3条 委員会は、委員6人をもって組織するものとし、その委員は組合理事以外の組合会議員において次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める数を互選するものとする。

- (1) 市町村長である組合会議員 3人
- (2) 市町村長以外の組合会議員 3人

2 委員の任期は、組合会議員の任期による。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(第1次改正)

(会議)

第4条 委員会の招集は、理事長が行う。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、組合事務局において処理する。

(費用)

第6条 委員会の業務に要する費用は、組合において負担する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年6月6日から施行する。

附 則（令和4年12月5日）

この規程は、令和4年12月5日から施行する。